

大阪府市エネルギー戦略会議の開催状況

【目的】

大阪府と大阪市は、大阪府市統合本部（以下「統合本部」という。）における決定に基づき、「新たなエネルギー社会の形成による新成長の実現」に向けた戦略を検討するため、平成24年2月27日に「大阪府市エネルギー戦略会議」を設置し、以下の事項について検討する。

- （１）エネルギー需給構造の転換にかかる研究・提案に関すること。
- （２）府市エネルギー戦略のとりまとめに関すること。
- （３）その他統合本部が指定する事項に関すること。

【これまでの会議の概要】

	議 題
第1回会議 (H24.2.27)	① エネルギー戦略会議の設置について ② エネルギー戦略の全体像（素案）について ③ 関西電力への情報請求について ・電気料金の算定根拠について ④ 今夏の電力需給状況について ⑤ 関西電力の経営に関する提案について ・脱原発依存 ・エネルギーの安定供給 ・発送電分離の考え方 など ⑥ ヨーロッパの新たな電力市場について（報告）
第2回会議 (H24.3.12)	① 府市からの情報開示要請の回答について（関西電力株式会社） ・電力の安定供給 ・原子力発電に対する安心・安全の確保 ・コストの削減など ② その他
第3回会議 (H24.3.18)	① 関西電力への株主提案について ② その他
第4回会議 (H24.4.1)	① 関西電力への株主提案について ・脱原発と安全性の確保 ・事業形態の革新 ・経営体質の強化 ・経営の透明性の確保 ② 関西電力への追加質問について ・電力需給、財務関係 ・原発の安全性とその向上 など ③ その他
第5回会議 (H24.4.10)	① 関西電力への追加質問に対する回答について（関西電力株式会社） ② 関西電力への株主提案内容について ③ その他
第6回会議 (H24.4.17)	① ヨーロッパ式の制度から学ぶ逼迫時の需要抑制方法（大阪大学 八田名誉教授） ・原発再稼動と需要抑制に関する基本方針 ・今夏停電を避ける方法 など ② 東京における電力対策について（東京都） ・昨年の東京の夏の節電 ・東京都の電力エネルギーの全体像 ③ 大阪府市のエネルギー関連施策について ④ その他

第7回会議 (H24.4.24)	① 関西電力株式会社への追加質問に対する回答について（関西電力株式会社） ② 大阪府市のエネルギー関連施策について ・東京都との比較 ・大阪府市の取組み案 ③ その他
第8回会議 (H24.5.4)	① 電力需給の見込みについて（関西電力株式会社） ・H24 年度最大電力想定方法と結果 ・原子力が再稼働しない場合の電力需給の見通し ・供給力の確保に向けた取組み ・需給逼迫時の取組み ・安定的な需給見通しについて ② 当面の需給対策について ③ その他
第9回会議 (H24.5.15)	① 安定的な電力供給について（関西電力株式会社） ・今夏の電力需給について ・供給力確保の取組み ・需給改善の方策 ・需給ギャップの改善方策の効果 ・大飯原子力発電所再稼働の場合の需給見通し など ② 当面の需給対策について ③ その他
第10回会議 (H24.5.22)	① 国及び関西広域連合における電力需給の検証について ・需給検証委員会報告書について（国家戦略室） ・今夏の電力需給対策について（資源エネルギー庁） ・関西電力管内における今夏の電力需給見通し等の検証結果、 今夏の電力需給対策について（関西広域連合） ② 当面の需給対策について ③ その他
第11回会議 (H24.5.29)	① 安定的な電力供給について（関西電力株式会社） ・今夏の需給見通し ・節電のお願い ・今後の取組み ② 当面の需給対策について ③ その他
第12回会議 (H24.6.13)	① 大阪府市エネルギー戦略について ② その他
第13回会議 (H24.6.21)	① 大阪府市エネルギー戦略について ② その他
第14回会議 (H24.6.26)	① 大阪府市エネルギー戦略の中間とりまとめについて ② その他

※平成24年3月20日（火・祝）：関西電力株式会社 大飯発電所の視察

【今後の予定】

H24.6.27 関西電力株式会社 第88回定時株主総会

H24 秋ごろ 大阪府市エネルギー戦略 策定予定

原発再稼働に関する八条件

昨年3月11日に発生した東日本大震災で引き起こされた福島第一原子力発電所の事故から1年が経過したが、未だに事故収束には遠く及ばず、ここまで深刻かつ広範囲な悪影響を及ぼす事故に至った原因すら究明されていない。しかも、原発事故が起きたときの放射能汚染の広がり的大小とその社会的・経済的・政治的な影響が極めて深刻、広範かつ長期に及ぶ現実が明らかである。

ここに提言する「再稼働八条件」は、今後、このような原子力災害を絶対に繰り返さないことを大前提に、この事故を引き起こした「原子力ムラ」と呼ばれる、推進と規制の一体体制から生じた安全軽視の文化と社会構造を一掃し、原発安全思想、安全組織を根本的に立て直すなど、原子力安全の実効的な改善と国民の信頼を回復する手順を踏んでから、再稼働の判断を行うために提示する条件である。

【そもそも論】

現在、政府が原発再稼働を検討する以前に、根本的に欠落している論点があるので指摘しておく。

1. 「次のフクシマ」級の原発事故が起きた場合には、日本を滅ぼすという危機感が欠けているのではないか。
2. 政府や国会に設置された事故調査委員会の報告も行われておらず、原発事故原因が究明されていない状況では、再稼働の検討はできないのではないか。
3. 原発事故は当事者の東電だけでなく、原子力安全・保安院と原子力安全委員会には「安全規制の失敗」が免れないのではないか。だとすれば、現在の再稼働の手続きは、いわば「A級戦犯」が進めている構図にならないか。
4. 原発が十分な安全性を持つかどうかは、信頼に足る専門家が客観的・中立に判断すべきであり、政治家がそれを判断するというのは「間違った政治主導」ではないか。

【原発再稼働八条件】

以上の「根本的に欠落している論点」を踏まえた上で、次の「八条件」を満たすことが原発再稼働の前提条件であると考ええる。

1. 国民が信頼できる規制機関として 3 条委員会の規制庁を設立すること
2. 新体制のもとで安全基準を根本から作り直すこと
3. 新体制のもとで新たな安全基準に基づいた完全なストレステストを実施すること
4. 事故発生を前提とした防災計画と危機管理体制を構築すること
5. 原発から 100 キロ程度の広域の住民同意を得て自治体との安全協定を締結すること
6. 使用済み核燃料の最終処理体制を確立し、その実現が見通せること
7. 電力需給について徹底的に検証すること
8. 事故収束と損害賠償など原発事故で生じる倒産リスクを最小化すること

■具体的な説明

1. 国民が信頼できる規制機関として 3 条委員会の規制庁を設立すること

・ 現状の問題：

現在は、原発事故「A級戦犯」とも言える原子力安全・保安院や原子力安全委員会がそのまま原発再稼働の安全性を判断する進め方となっており、国民の目から見て不信感をぬぐえない。新しい原子力規制庁の信頼を最初から損なう行為である。

・ 対応策：

- (1) 電力会社や原子力事業などの利害関係者から遮断された、国民から信頼される新しい原子力規制体制を作った上で判断するべきである。
- (2) 新しい原子力規制体制では、既存の御用学者や無能力体制の問題点をあぶり出し、それを克服できる体制構築を行うべきである。
- (3) 不当な政治介入から独立し、市民の生命・健康・財産など安全最優先で果敢に意思決定し行動できる責任体制とするべきである。
- (4) 環境省に置くと福島のように SPEEDI の情報を隠せとかメルトダウンを認めるなどというような政治介入を許すことになる。政治からの独立のため、公正取引委員会のような独立性の高い 3 条委員会として規制庁を設置するべき。

2. 新体制のもとで安全基準を根本から作り直すこと

- 現状の問題：
電力会社主導でできた現在の基準には瑕疵ありという斑目原子力安全委員長の証言は重い。電力会社と経産省保安院が作ったでたらめな安全基準を新たな規制庁の下で根本から作り直すべきである。
- 対応策：
 - (1) 政府事故調および国会事故調の調査結果をもとに、新しい原子力規制体制によって、事故の根本原因（想定地震動、組織的な不作為等）に基づいた新しい安全基準を再検討すること
 - (2) その新しい安全基準をすべての原子炉に再適用（バックフィット）すること

3. 新体制のもとで新たな安全基準に基づいた完全なストレステストを実施すること

- 現状の問題：
福島並みの地震津波対応だけの一次評価では安全とは言えないと斑目委員長がはっきり認めた。新たな基準でテロ対策、シビアアクシデント対策なども含めた全ての危険に対応する 2 次評価まで行うことが必須。
- 対応策：
 - (1) 新しい規制体制のもとで、想定外を想定するストレステストの枠組みを見直し、それを再適用すべきである。

	自然現象 (地震・津波)	人為現象 (ミス、事故、航空機落下)	テロ、攻撃
耐える			
閉じ込める			
守る			

4. 事故発生を前提とした防災計画と危機管理体制を構築すること

- 現状の問題：
福島原発事故が明らかにしたように、現在の防災指針や自治体の防災計画では重大な原発事故に対応できないことがわかった。この国の原発事故への緊急時対応は、まったくの無為・無策・無能であり、住民をいたずらに被ばくにさらし

たもので、それは今もなお、まったく変わっていない。対策の必要な範囲も従来想定をはるかに上回るため、計画と体制を整備することが重要。

- ・ 対応策：

- (1) まったく機能不全であった国の危機管理体制を根本的に見直すこと
- (2) 事故時の放射能拡散シミュレーションを全原発地点で公開すること
- (3) それに対応して、即応できる防災計画・危機管理体制を構築すること
- (4) ヨウ素剤配布を含む現実事故対応の準備と迫真の防災訓練の実施すること

5. 原発から100キロ程度の広域の住民同意を得て自治体との安全協定を締結すること

- ・ 現状の問題：

福島原発事故が明らかにしたように、いったん原発事故が起きると、放射性物質の拡散とその被害の範囲は原発立地自治体や10km圏内どころか100kmを超える。福井県だけの住民同意では意味がない。大阪を含む広域の自治体を対象とすべき。

- ・ 対応策：

- (1) 最低でも100km圏もしくは放射能拡散シミュレーションに応じた地方自治体を原子力安全協定の対象とすること
- (2) その広域の自治体において住民による熟議を経たうえで政治的に「再稼働」が正式決定されること

6. 使用済み核燃料の最終処理体制を確立し、その実現が見通せること

- ・ 現状の問題：

六カ所再処理工場と高速増殖原型炉もんじゅ、プルサーマルからなる核燃料サイクルは完全に絵に描いた餅であり、破綻している。しかも、使用済み燃料は発電所サイトで溢れかえっており、2～10年で満杯になる。大飯原発の使用済み核燃料プールはあと5～6年しかもたない。その後は見通しがなく、この国の使用済み核燃料の長期的な管理方策は、まったくのデタラメであった。このまま再稼働なら将来世代に対する犯罪行為だ。消費税増税の時は将来世代にツケを回さないと言いながら原発はそれ以上のツケ回しをしている。二枚舌と言われても仕方ない。

- ・ 対応策：

- (1) 再処理・核燃料サイクルが破綻している現実を認め、それに代わる使用済み核燃料の長期管理方策を提示すること
- (2) その長期管理方策が技術的にも政治的にも現実的で、具体的なスケジュール・立地点を含むプログラムが策定されていること
- (3) 最終処分のあり方についても、本格的な国民的な議論に着手すること

7. 電力需給について徹底的に検証すること

- ・ 現状の問題：

現在は、原発再稼働の必要性を何も立証せず、また再稼働以前に取ることができる対策をしないまま、再稼働の圧力が増していることで、建設的な議論が成立していない。あらゆる手立てを講じる努力をしているのか。努力せず情報も出さず、原発再稼働なければ停電と脅すだけでは市民は納得できない。政府も全国レベルでの電力融通に関する情報などを積極的に開示すべき。

- ・ 対応策：

- (1) 電力需給面から原発再稼働が不可欠であることを、完全なる情報公開と万策を尽くした上で証明すること
- (2) 具体的には、需要側でのピーク料金やデマンドレスポンスなどを利用したピークマネジメントの可能性、供給側での分散発電市場や揚水発電などを活用したインバランス市場の整備を含めての過不足見込みなどをすべて対策した上での説明であること

8. 事故収束と損害賠償など原発事故で生じる倒産リスクを最小化すること

- ・ 現状の問題：

すべての電力会社において、事故収束と損害賠償に対する資金的な備えは、皆無に等しい。もともとの原子力損害賠償法では役に立たず、福島原発事故後の原子力損害賠償支援機構でも、今後、現実の事故が起きたときには対応できないことは明らかである。

- ・ 対応策：

- (1) 原子力損害賠償法と原子力損害賠償支援機構を見直し、原子力発電事業者による無限責任を原則として、当面は最低でも数十兆円の供託金を原子力発電事業者で分担する制度・仕組みに見直す

原子力発電の安全性に関する提案

大阪府、大阪市においては、持続可能な成長を支えるため、原子力から再生可能エネルギーをはじめとする多様なエネルギー源への転換により、中長期的には原発依存度の低下を図り、真に「安定」「安価」、そして「安全」な地域の特性に応じた新たなエネルギー社会の構築に向け、府市共同のエネルギー戦略の策定に取り組んでいます。

原子力発電については、福島第一原子力発電所の事故から1年が経過し、その影響が極めて深刻、広範かつ長期に及ぶ実態が明らかになっており、原子力災害が絶対にあってはならないことを改めて強く認識しているところです。

このことから、政府においては、原子力発電の安全性に係る下記の8点について、万全の措置を講じられることを求めます。

1. 国民が信頼できる規制機関として3条委員会の規制庁を設立すること
2. 新体制のもとで安全基準を根本から作り直すこと
3. 新体制のもとで新たな安全基準に基づいた完全なストレステストを実施すること
4. 重大な原発事故に対応できる防災基本計画と危機管理体制を構築すること
5. 原発から事故の影響が見込まれる例えば100キロ程度の都道府県との協定を締結できる仕組みを構築すること
6. 使用済み核燃料の最終処理体制を確立し、その実現に取り組むこと
7. 電力需給について徹底的に検証し、その結果を開示すること
8. 事故収束と損害賠償など原発事故で生じるリスクに対応できる仕組みを構築すること

平成24年4月24日

大阪府知事 松井 一郎
大阪市長 橋下 徹

平成 24 年 5 月 7 日

需給検証委員会

委員長 石田 勝之 様

大阪府市エネルギー戦略会議

座長 植田 和弘

第 8 回大阪府市エネルギー戦略会議の結果、下記について、貴委員会に申し入れます。

記

1. 西日本地域全体で節電すれば、各一般電気事業者の供給余力が増し、各地域での安定供給を確保することに貢献するため、国は需給に余裕がある地域の電力会社を含め、西日本地域全体で、実効的な節電策を実施すること。

ただし、その節電策は、去年の東京電力で行われた企業や市民の負担が大きい一律・硬直的な「ハードな節電策」ではなく、企業の生産に悪影響を与えない情報や市場を活かした「ソフトな節電策」とすること。

また、融通電力量増大による揚水発電能力の増強を図るため、必要な範囲でピーク時間外の節電も実施すべきである

2. 電力の安定供給は、各一般電気事業者それぞれに委ねるだけでなく、西日本の一般電気事業者 6 社が連携・協力して安定供給を確保する枠組みを国のリーダーシップにより確立すること。

なお、西日本の電力需給は約マイナス 3%との試算があるが、需要ピークが同日同時間帯に発生するものではないため、不等率を考慮して再精査するべきである。

3. 国は、すでに「分散型・グリーン売買市場(仮称)の開設」(*)として提示している方針の実現を急ぎ、この夏需要期に間に合うよう、自家発電買い上げ・デマンドレスポンス市場の拡充を図ること。

*[第 2 回需給検証委員会 資料 2 15 頁 \(1\) ③参照](#)

原発再稼働に関する緊急声明

政府は、関西電力大飯原子力発電所第3号機・第4号機の再稼働に向け、最終手続きを進めています。

当会議は、再稼働の8条件を提示していましたが、いずれの条件も満たされていません。

しかも、細野大臣は、安全基準が暫定的であること、すなわち不完全であることを認められ、野田総理もこの考え方を追認されたと承知しています。

にもかかわらず、再稼働を強行することは、安全をないがしろにし、福島ของ 事故の教訓を全く無視するものであり、二度と同じ過ちを繰り返してはならないという多くの国民の願いに真っ向から反するものと考えます。当会議としては、到底容認することができません。

また、原発再稼働なしで今夏を乗り切るため、関西全域のみならず、全国的に、節電に向けた国民の取り組みが進められています。今回の動きは、こうした取り組みに対して、水をかけることにもなりかねません。

以上の認識に立って、当会議の委員はその総意をもって、政府および関西電力に対し、以下の事項の実施を強く要請します。

1. 今般の判断にあたっての安全基準はあくまで暫定的なものであり、福島原発事故の反省に立った十分な安全性は確認されていないことを、政府の責任において、国民に明確に説明すること。
2. 安全性が確認されていない以上、再稼働は必要最小限の期間にとどめること。すなわち、9月の節電要請期間を過ぎたら、直ちに稼働を再停止すること。当該運転期間においては、事前に検討する特別な安全対策を可能な限り実施すること。
3. これまで当会議で提案してきた“節電”を“発電”と捉えるネガワット取引など、構造的な省電力社会を実現するための節電対策は、再稼働とはかわりなく、徹底して推進すべく、政府および関西電力の双方において、あらゆる手段を講ずること。
4. 福島事故の教訓を十分に活かし、国民の信頼に足る、新たな原子力規制機関を創設すること。そのため、国会の原発事故調査委員会が近々、原因究明と新たな安全規制のあり方に関する提言をまとめた報告書を提出する見込みなので、これを十分に踏まえたものとする。

5. 新たに創設する原子力規制機関は、いわゆる原子カムラとの関係を完全に断ち、真に独立した、かつ必要な能力を備えた機関とすること。そのもとで、全く新たな国際標準の安全基準を作り、厳格な安全審査を全ての原発に対して実施すること。

以上を担保するため、制度として、最低限、以下の措置を講ずること。

- 1) 新たな原子力規制機関は、独立性の確保された三条委員会とすること。
- 2) 推進官庁、原子力電源を有する、あるいは、今後有しようとする電力会社、原子炉メーカーなどの原子力推進事業者からの出向禁止（ノーリターンルール）など、原子カムラとの遮断を徹底すること。
- 3) 外国人を含む専門的かつ高度な知見を有する人材を積極的に任用すること。
- 4) 全ての原発について、最新の知見に基づく安全対策、いわゆるバックフィットを必ず求める制度とすること。

6. 過酷事故が生じた場合の対策が全くとられていないことに鑑み、国は、大飯原発で過酷事故が生じた場合の放射性物質の拡散予測などのシミュレーションを直ちに実施し、再稼働前に国民に公表するとともに、100km圏内の住民を対象とした避難対策、被ばく防止対策を定め、避難体制を確立すること。

7. 関西電力は、過酷事故が生じた場合のあらゆる損害を補償するための保険契約締結を検討すること。万一保険契約の締結ができない場合は、政府が責任を持ってこれに代わる措置を講ずること。

平成24年6月9日

大阪府市エネルギー戦略会議
座 長 植 田 和 弘